

県就労振興センター だより



広島県福祉保健部長挨拶
障害者自立支援法の円滑
な運営のための改善策
三澤昭文前会長を悼む
施設紹介
利用者の声
ふれ愛プラザだより
事務局からのお知らせ

みつばバス
社会就労センターみつば
蔵橋 修さん

登行
社団法人 広島県就労振興センター
広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
TEL 082-252-3100 FAX 082-252-3155
E-mail hwpc@axel.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.hwpc.jp/>
広島県就労振興センター広報啓発部会

「県就労振興センターだより第3号の発行に寄せて」

広島県福祉保健部長 迫井正深



広島県 県においても、「ふれ愛プラザ」昨年12月に「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」によって経過的な対策を講じることも、平成19年度からの新たな施策として就労支援の強化や工賃の改善を行います。

月に社団法人としてスタートされ、その活動内容を益々充実させておられますことを心からお喜び申し上げます。

さて、平成18年度は障害者自立支援法が昨年10月に完全施行され、障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みの一元化やサービスの利用量と所得に応じた負担の導入など、障害のある方に対する福祉諸制度が抜本的に変わりました。

自立支援法は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指すのですが、この大きな変化の中で、利用負担の導入ともあいまつて就労の問題や所得保障の問題がクローズアップされております。こうした問題に対しても、国においては、

自立支援法の円滑な運営を図るため

今後とも、障害のある方を取り巻く諸課題の解決に向けて、取り組みを充実されることを期待いたします。卷頭のあいさつとさせていただきます。

安心して暮らせる社会の実現」を目指すのですが、この大きな変化の中で、利用負担の導入ともあいまつて就労の問題や所得保障の問題がクローズアップされております。こうした問題に対しても、国においては、

障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策

- 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。
- しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、以下の三つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模：1200億円（国費）】

①利用者負担の更なる軽減

19年度初・20年度初：計240億円

②事業者に対する激変緩和措置

(18年度補正：300億円)

③新法への移行等のための緊急的な経過措置

(18年度補正：660億円)
※②及び③は、18年度補正で都道府県に基づき。
金を造成し、20年まで事業を実施

1 利用者負担の更なる軽減 現行制度の概要

自立支援法においては、一割負担について所得に応じた負担の上限額を設定。その際、通所・在宅利用者及び障害児に対しては、社会福祉法人が提供するサービス

スを利用する場合に、上限額を2分の1に引き下げる措置を実施（平成20年まで）

（参考1）一割負担の上限額と通所・在宅利用者に対する社会福祉法人軽減

・市町村民税世帯（一般）

月37200円→上限額の引き下げなし

・市町村民税非課税世帯（低所得2）

月24600円→2分1の軽減→

・年間収入80万円以下（低所得1）

月15000円→2分1の軽減→

・年間収入80万円以下（低所得1）

月15000円→2分1の軽減→

・年間収入80万円以下（低所得1）

月15000円→2分1の軽減→

（参考2）通所（平均事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考3）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考4）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考5）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考6）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考7）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考8）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考9）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考10）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考11）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考12）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考13）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考14）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考15）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考16）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考17）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考18）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考19）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考20）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考21）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考22）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考23）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考24）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考25）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考26）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考27）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考28）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考29）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考30）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考31）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

・低所得1・2：12560円／月（一割

負担7500円+食費5060円）

（参考32）通所（事業費14.9万円）

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000円／月（一割負担

14900円+食費14300円）

2. 事業者に対する激変緩和措置

自立支援法の施工後も全体としてサービスは着実に増加

※事業者への支払いは自立支援法の下で、サービスの利用がなくとも一定額を月単位で支払う仕組みから、利用実績に応じて日単位で支払う仕組みに変更。これにより、利用者は日々のサービスを選ぶことが可能に。

①通所事業者を中心に、報酬が日払いとなつた結果、利用者が思うように確保できず減収が大きい事業者の支援や、

②法施行に伴い新体系に挑戦するも保証のない新体系移行事業者への支援が必要

措置の内容

①旧体系において、従来報酬の80%保障を90%保障となるよう保障機能を強化する。

併せて、旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置(90%保障)も新たに設ける。

②利用者が通所サービスをより利用しやすくなるため、送迎費用を助成。

③入所施設の利用者が入院した場合の保障措置を強化(現行6日を一ヶ月間→8日分を最長三ヶ月まで)する。

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

激変緩和措置の考え方

①サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちには移行できない事業者を経過的支援

※小規模作業所(法定外施設)→地域生活支援センター等ディサービス及び精神障害者地域生活支援センター

助成

②①を行う一方で、新法への移行についても丁寧に対応

③地域移行等を理念とする新体系サービスが始まったことに伴う需要に緊急的に対応

措置の内容

①新法に移行するまでの経過的な支援

・直ちに移行するのが困難な小規模作業所に対し、従前と同水準(定額110万円)の補助を実施

・従来のデイサービスや精神障害者地域生

活支援センターが移行する(平成20年度)

までの間、経過的に支援

・ケアホームのバリアフリー化や既存施設

が新法に移行する場合の改修、新体系における設備の更新、改修等(ハード面での支援)

・移行のためのコンサルタントの配置や専門家の派遣(人的支援)

・地域移行の推進(グループホームの立ち上げ経費への助成等)、重度訪問介護事業の入材確保等を含めた体制確保のための支援

・雇用、教育等との連携強化(就労支援のための実習受け入れ先の開拓、就労支援ネットワークの構築等)(ソフト面での支援)

・制度改正に伴う緊急的な支援

・障害児の早期発見・早期対応、障害児とその親のための交流の場の設置

・パートバイザーパートナーメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)の社会参加促進のための基盤整備

・制度移行期に係る事業コスト増に対する

・制度改革の周知徹底のための広報啓発費等

三澤昭文前会長を悼む

広島県就労振興センター監事

寺尾文尚

昨年8月、私たち



は三澤昭文前会長を失ってしまいました。

私は取りましては公

私共にかけがえのな

い存在でしたので、痛恨の極みです。

就労振興センターの立ち上げに全身を投

げ打つた初代会長世良さんが志半ばで病に倒れてしまつたとき、彼の意思を引き継ぐ

形でセンターの法人化までのおもいで会長

職を引き受けました。そして法人化が実現

したとき、センターの新たな出発に際しては、「会長は三澤さんにお願いしよう。」と

言う思いは衆目の一致でした。

実は、私はそれまでほとんど三澤さんと

親しく接する機会はありませんでした。そ

のため、お願いするにあたつて、何度もお

会いさせていただきました。お会いさせて

いただくたびに、柔軟な表情からあふれる

言動には、後輩への愛情をひしひしと感じ

させられこの人徳が多くの方々に愛され、

福祉界のリーダーとして重きを成している

のだということを実感しました。

お話を端々に見られる教え子や利用者に

対する愛情あふれる言葉は、教師であると

か、施設長であるとかでなく、一人の人間

として、あるいは同志として共に生きることへの決意を静かにしかも強く滲ませられていたことは、私にとって忘れられない印

象です。

また御自分の年令も考えられておられた



のだと思いますが、福祉の現状を心配し、後輩の育成を真剣に考えられておられました。会長職を承諾していただいたとき、「寺尾君、これからは君たちの時代だよ。君たちがしっかりと活躍してもらわんと困る。君たちが活躍する上で、ぼくが役に立つならばくを使ってくれ。」とおっしゃっていたとききました。お引き受けいたいたありがたさよりも、かえつて私のほうが、身の引き締まる思いをしたことを思い出します。

それから、会議等で一緒にさせていただいく機会も増えました。若い私たちの意見にも真摯に耳を傾けられると共に、あるべき指針はきちんと示してくださいました。まさに「リーダーたる者かくあるべき」ということを身をもつて教えていただいたようにおもいます。

実は入院の報を受け、お見舞い伺つたとき、「寺尾君、家内は向原の出身なんだよ。また生家の土地は君たちに使ってもらつているんだよ。君とは因縁浅からぬものを感じし、活躍を期待しているよ。」と反対に激励していただきました。

三澤前会長を失つた現在、私たちは前会長の遺志を引き継ぎ、就労振興センターの舵取りをしていかなければなりません。

言うまでもないことですが、社団法人として使命を会員みなさんと共に、障害のある人たちの権利を獲得していくために力を合わせる事です。

これからは、山田会長、佐城事務局長体制の下で、会員相互の連携をより緊密にし、センターの隆盛を築いていくことで、三澤前会長の遺志に報いたいとおもいます。

最後に、三澤前会長に万感の思いを込めて感謝の言葉を捧げます。

「ありがとうございました。」

施設紹介

社会福祉法人 若竹会



精神障害者 小規模共同作業所若竹事業所
所から障害福祉サービス事業所若竹に新しく生まれ変わりました。平成17年5月6日に設立準備委員会の立ち上げから多くの温かいご支援を得て、平成18年9月5日に社会福祉法人若竹会が発足し、この障害福祉サービス事業所若竹が生まれました。

この後援会を通じて、「若竹会」に物心両面にわたるご支援を頂きますよう伏してお願い申し上げます。

後援会会長 日谷 博光



前進の「若竹事業所」の時代にすでに「支援する会」が組織され、600件、総額360万円を超える净財が寄せられています。

このたび、中島武嗣理事長からサポートとして後援会のお世話を仰せつかりました。幸い副会長と理事に仁徳が深く人望に厚い方が就いてくださることになりました。この方々と協力して微力ながら「若竹会」を側面からサポートしていくつもりです。職員の皆さんには、今までも「爪に火をともす」ような努力を続けてこられましたが、これからも乏しい予算の中で苦しい運営を強いられることでしょう。どうかこの生まれたばかりの「善意の児童」を温かく見守ってやってください。

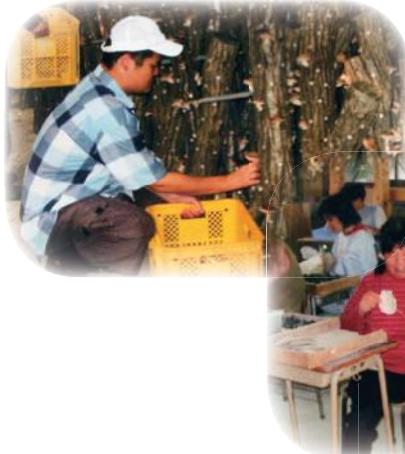
この後援会を通じて、「若竹会」に物心両面にわたるご支援を頂きますよう伏してお願い申し上げます。

（S・M）

平成16年に定員20名で開所し、現在は23名の方が通所されています。カキ養殖用の資材の加工を中心に椎茸原木栽培やサツマイモ育苗、老人施設の清掃、職場実習などで活動しています。

毎週木曜日の午後はクラブの時間として、卓球・バドミントン・音楽・絵画・ハイキングなど各自の好みで活動しております。

新体系移行時には、定員増も考えており、作業の時とは違う表情を見ることができます。今以上に工賃を多く支給できるような授産科目を新設する必要に迫られています。今後も皆様のご支援をよろしくお願ひいたします。



知的障害者通所授産施設 ちゅうげい

「ちゅうげい」のある忠海町は、竹原市の西端に位置し、目の前に国民休暇村のある大久野島が浮かぶ、瀬戸内海に面したロケーション抜群の暖かくのどかなところです。

充実を図らねばならないと思います。幸い

障害者自立支援法

利用者の声

私の将来と

障害者自立支援法

ワークさつき

中川 晴美

のは旅行以外では初めてでとても心配でした。でも、今利用しないといつ空くか分からぬので利用しようと思つたし、これから一人で生きていくために利用させていただくことにしました。

障害者自立支援法が始まることになり、聴き取り調査ではいろんな質問に答えたり、市役所へ提出する書類を書いたりしました。4月からは生活が一転、随分変わりました。

始まる前に説明を受け、障害者自立

支援法に変わると利用サービス代の1割を負担しなければいけないことや、食事代などが自己負担になるのかなどは思っていました。

手続きが遅れて年金の受給が少し遅くなりましたが、その年金のおかげで

グループホームを利用することができます。最初は親元から離れることなどで不安がありました。家を離れる

るためお金を貯めること、おいしい料理を作れるようになること、就職をしてほしいものを買うことです。それから親孝行をしたいです。

「自立について思うこと」

わかば（府中市）

H・Y

私は障害者の息子をもつ親です。現

在の家庭内の生活は、自宅で力を充電している状態で殻に閉じこもっている部分もあり、本人が心の中に思っている気持ちを口にしないので、私は会話をする時、穏やかに、とげのない言葉を使うようにして、家族の態度がいつも優しく相手に話をさせて気持ちを聞くようにしています。私は家族会で社会生活技能訓練などの学習するとき、受信（相手の話を聞くこと）がより良い接し方だと教えてもらいました。本人にとって家族は、いつかは、ひとりぼっちになると心配するけれども、大切な事の一つに、困った時に外でお願いができる、SOSが出せるようになります。なで声を出して地域の方々の支援や理解をいただきながら前進していくれば

しましょう。始めたばかりは相手は反応してくれなくとも、続いているといつかは「あいさつ」が返ってくるよ。そして社会での存在感が湧いてきます。又困った事がおきた時など誰かに相談してみようかなと思った時、自分では、かかえ切れなくなつた問題が生じた時は、ひとりではなく誰かに相談したり、仲間と手と手をつないで社会へ提案できるような人格を持つて欲しいと思います。

息子は障害基礎年金を受給できていません。発病した時に専門学校に通つており、特別障害給付金の対象にもならず、救済措置の対象になりませんでした。本人も収入がない事で焦りにもつながつており、将来不安があります。障害者自立支援法の成立で、就労支援事業所へ通所する場合、利用料が必要となり収入が減ることが危惧されます。国から地方へと市町村のお世話になります。になりながら、改善したい事は、みんなで声を出して地域の方々の支援や理解をいただきながら前進していくれば

たいし、恩返しをしたいです。

でも、今の状態で将来のためにお金

を貯めることができるので、自立してひとりで生活を送ることができるのです。これから親元から離れることがあります。最初は親元から離れることなどで不安がありました。家を離れる



ふれ愛プラザ だより



5月3日(木) ふれ愛プラザ

リニューアルオープン!

かつたのが今ではしっかりと声も出るようになり、たくさんの方々が利用者が率先して商品のアピールができるようになっています。施設ごとに体験の場としての取り組みも見られます。

オープンして七年目を迎えた今、毎日のようにあつたと聞きました。オープン初日にはシャッターが開くまで早くから外で待つてくださる常連のお客様もあり、来店された方からは「オープンを待っていた」「閉まっているからどうしたのかと思った」と心配なつていていました。

す。

この頃小さな子どもさんを連れてのお客様が増えているように思えます。環境にやさしく、安心できるものを求めて来られるお客様のためにも、特に木工品などの仕上げには細心の注意が必要とされています。これに答えるために施設の方々の協力があるからこそ、たくさんの方々に必要とされる「ふれ愛プラザ」になりつつあるのではないでしようか。

をいただき、皆様にとって大切な場となつてることを実感しました。

定着している施設の職員と利用者によるお店番は、自分の施設の商品をしつかりアピールできる場でもあります。一ヶ月に一度の当番で、慣れると並べて動きやすくなりました。

改裝のため約一ヶ月休業していましたが、その間シャレオのiセンターにはいろいろな方からの問い合わせが

声も出ず、なかなか商品説明等できな



店舗 地下街紙屋町シャレオ
住所 〒730-0031 広島市
TEL 082-546-3146
FAX 082-546-3147
E-mail info@fureai-plaza.com

その他に希望される商品がありましたら、店舗に直接ご来店又は電話、メールにてご相談ください。

アドレス <http://www.hwpc.jp/>

「アドレス」又は「広島県就労振興センター」或いは「hwpc」にて検索ピングを開始しました。当センターのホームページにてご購入できますので、是非ご利用下さい。

検索方法

ふれ愛プラザインターネットショッピングオープン

紙屋町地下街シャレオショッピング「ふれ愛プラザ」がインターネットショッピングを開始しました。当センターのホームページにてご購入できますので、是非ご利用下さい。

<http://www.hwpc.jp/>



●研修会報告	
日程	9月27日（水）
会場	育成会総合福祉センター
演題	新商品開発＆営業・販売の基本的考え方とハウツー
講師	柏木克之氏（和歌山県 社会福祉法人一麦会理事）

●研修会報告	
日程	9月27日（水）
会場	育成会総合福祉センター
演題	新商品開発＆営業・販売の基本的考え方とハウツー
講師	柏木克之氏（和歌山県 社会福祉法人一麦会理事）

担当職員のための会計研修会	
日程	12月18日（月）
会場	広島市東区地域福祉センター
演題	就労支援の事業の会計処理の基準について

担当職員のための会計研修会	
日程	12月18日（月）
会場	広島市東区地域福祉センター
演題	就労支援の事業の会計処理の基準について

定期的な情報提供、会員施設とのお付き合いなどを通して、お互いに理解し合い共生社会の実現を目指していければと思います。ご入会をお待ちしています。	入会後は、定期的な情報提供、会員施設とのお付き合いなどを通して、お互いに理解し合い共生社会の実現を目指していければと思います。ご入会をお待ちしています。
講師 小川浩氏（大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科助教授）他	講師 小川浩氏（大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科助教授）他
内容 係学部人間福祉学科助教授）他	内容 係学部人間福祉学科助教授）他
障害のある人の地域就労を支えるために、ジョブコーチによる就労支援プロセスを踏ました人材の養成	障害のある人の地域就労を支えるために、ジョブコーチによる就労支援プロセスを踏ました人材の養成
募集中です。	募集中です。
● 賛助会員の募集のお知らせ	● 賛助会員の募集のお知らせ
日程 11月25日（土）・26日（日）	日程 11月25日（土）・26日（日）
会場 広島市東区地域福祉センター	会場 広島市東区地域福祉センター
内容 障害のある人の地域就労を支えるために、ジョブコーチによる就労支援プロセスを踏ました人材の養成	内容 障害のある人の地域就労を支えるために、ジョブコーチによる就労支援プロセスを踏ました人材の養成

講師	釜田英雄氏（社団法人広島県就労振興センター監事、釜田公認会計士事務所所長）
会場	会計士事務所所長）
内容	障害雇用する会社の起こした事件をもとに、障害のある人たちがおかれている様々な問題について考える。
日程	平成19年2月21日（水）
内容	障害のある人の雇用促進に向けた視察。（企業対象）
会場	株式会社ディスコ広島事業所桑畠工場 視察
内容	社会福祉法人安芸の郷（知的・精神障害者授産施設） 視察



研修会予定



日程 平成19年3月28日（水）

日程 平成19年3月28日（水）

会場 広島市東区地域福祉センター

会場 広島市東区地域福祉センター

内容 広島県障害者福祉計画について学ぶ。

内容 広島県障害者福祉計画について学ぶ。

講師 中西俊和氏（広島県福祉保健部社会福祉局障害者支援室主任企画員）

講師 中西俊和氏（広島県福祉保健部社会福祉局障害者支援室主任企画員）

セルフ協広島支部自立支援法研修会

セルフ協広島支部自立支援法研修会

日程 平成19年2月27日（火）

日程 平成19年2月27日（火）

会場 広島県健康福祉センター

会場 広島市東区地域福祉センター

内容 新体系への円滑な移行についての報告会。

内容 新体系への円滑な移行についての報告会。

講師 塩崎睦典氏（希望の広場施設長）

講師 塩崎睦典氏（希望の広場施設長）

井上一成氏（第一もみじ作業所施設長）

井上一成氏（第一もみじ作業所施設長）

内容 ビジネスマナー研修会

内容 ビジネスマナー研修会

日程 平成19年7月

日程 平成19年7月

内容 ビジネスマナー研修会

内容 ビジネスマナー研修会

講師 黒坪寛氏（清風会ニューワーク施設長）

講師 黒坪寛氏（清風会ニューワーク施設長）

内容 ビジネスマナー研修会

内容 ビジネスマナー研修会

日程 平成19年3月10日（土）

日程 平成19年3月10日（土）

内容 広島市東区地域福祉センター

内容 広島市東区地域福祉センター

内容 障害雇用する会社の起こした事件をもとに、障害のある人たちがおかれている様々な問題について考える。

内容 障害雇用する会社の起こした事件をもとに、障害のある人たちがおかれている様々な問題について考える。

編集後記

賛助会員にご入会いただいている企業の皆様（37社）



この度、原稿をお寄せいただいた方々及び関係者の方、ご協力頂きありがとうございました。がとうございました。

日本ケアサプライ、広川車輌、広島銀行、広島田野自動車、深川医療器福山営業所、福屋、ビューテック中国、ブリヂストンタイヤ中国販売、フルケア成和、牧田創建、松尾電気、マツダレンタカー、ムロオ

（あいうえお順）



あいおい損害保険広島支店、イズミ、梅澤中四国支店、エヌ・ティ・ティ・クオリス商印事業部西部工場、エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、NTT西日本→中国、エヌ・ティ・ティファシリティーズ中国支店、菅野工業、小林建設大黒目工場、坂本ソーリング、サニクリーン広島、三光電業、シンコー、セガワ労務管理事務所、セレクト、センチュリー・リーシング・システム

広島支店、ソルコム、中国電力広島支社、東洋コルク、デオデオ、西明商店ラポール福祉用具貸与事業所、ニシキプリント、日本カーソリューションズ

日本ケアサプライ、広川車輌、広島田野自動車、深川医療器福山営業所、福屋、ビューテック中国、ブリヂストンタイヤ中国販売、フルケア成和、牧田創建、松尾電気、マツダレンタカー、ムロオ